

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内建築関連事業者の受注機会の増加を図り、地域経済の振興に資することを目的として、市民が住宅のリフォームを市内の建築等事業者に発注した場合、そのリフォームに要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 既存住宅の維持又は向上のために行う工事で、別表に掲げるものをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供している又は居住の用に供しようとする既存家屋（当該家屋以外の建物及び共同住宅を除くものとする。）をいう。
- (3) 市内住宅リフォーム事業者 申請日現在において、市内に本店若しくは本社が登記されている法人又は市に納税申告している個人事業者で、リフォームを請け負うものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、居住している者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) リフォームを行おうとする市内の住宅の所有者であること。
- (2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助を受けようとする本人及びその同一世帯員が庄原市税、納付金等を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業は、市内住宅リフォーム事業者による住宅のリフォームで、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、住宅のリフォームの全部又は一部を下請とする場合は、一次下請を市内事業者としたものについて、事業の対象とする。

- (1) 事業に要する経費が 30 万円以上であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日以後に着工し、その年度末までに事業を完了するものであること。
- (3) リフォームに要する費用について、市又は他の団体から補助金等を受けていないこと。ただし、庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付要綱（平成 21 年庄原市告示第 34 号）に基づく奨励金を除くものとする。
- (4) 事業の対象となる住宅が、過去において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、事業に要した経費に 100 分の 10 を乗じて得た額（千円未満切捨て）以内とし、10 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 補助を受けようとするものは、庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 施工予定箇所の写真
- (3) 平面図及び付近見取図
- (4) 施工業者が市内住宅リフォーム事業者であることを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等申請及び承認)

第8条 前条の規定により決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る改修工事等の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合、計画の変更にあつては、第6条の規定を準用する。

2 市長は、前項の承認をしたときは、庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事代金領収書（工事明細書を含む。）

(2) リフォーム実施後の施工箇所の写真

(3) その他市長が特に必要と認める書類等

2 前項に定める書類等の提出期限は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定を受けたときは、遅滞なく庄原市住宅リフォーム事業者支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとし、市長は、当該請求書の提出を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年5月20日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

リフォーム工事	内容
建物の修繕工事、建物の利	1 基礎（犬走りを含む。）、土台、柱、梁、屋根（雨樋を含む。）、床及

便性を向上させる工事及び 建物の寿命を延ばす工事で 右記の表に掲げるもの	び壁の修繕並びに改修 2 外壁、床、内壁（建具を含む。）及び天井の仕上げ材の修繕並びに改修 3 間取り及び部屋の改修 4 給排水設備配管に関わる修繕並びに改修 5 電気設備配管及び配線に関わる修繕並びに改修 6 その他これらに類するもので市長が認めるもの
--	--

備考

- 1 改修とは、増築、改築、模様替え又は改造を含むものとする。
- 2 カーテン、ブラインド類及び網戸の新調並びに取替に限ったものは、補助の対象としない。
- 3 家庭用電化製品、電磁調理器、ガスコンロ、給湯器等の購入及び取替に限ったものは、補助の対象としない。